

職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布します。

平成17年11月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第17号

職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第71号。以下「一般職員改正条例」という。）附則、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第72号。以下「学校職員改正条例」という。）附則及び長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第73号。以下「警察職員改正条例」という。）附則の規定に基づき、給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

第2条 一般職員改正条例附則第2項に規定する職員（同項第1号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。）、学校職員改正条例附則第2項に規定する職員及び警察職員改正条例附則第2項に規定する職員の平成17年12月1日（以下「施行日」という。）における給料月額（学校職員改正条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。次項及び第5条において「改正後の学校職員条例」という。）別表第2の備考又は別表第3の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の施行日における給料月額。以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

$$\text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額} \times \\ \frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における}}{\text{(以下「旧給料月額」という。)} \quad \text{最高の号俸の額}} + \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額}$$

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

2 前項の規定により新給料月額を決定された職員に対する施行日以後における最初の一般職員改正条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。第5条において「改正後の一般職員条例」という。）第8条第3項ただし書、改正後の学校職員条例第11条第3項ただし書又は警察職員改正条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。第5条において「改正後の警察職員条例」という。）第8条第3項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

3 前項に規定する旧給料月額を受けていた期間は、次の各号に掲げる職員にあっては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 施行日前において、一般職員改正条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の一般職員条例」という。）第8条の2、学校職員改正条例による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の学校職員条例」という。）第11条の2若しくは警察職員改正条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の警察職員条例」という。）第8条の2又は職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号。以下この項及び第5条において「給与規則」という。）第12条、第15条から第17条まで、第21条から第24条まで、第29条、第32条若しくは第33条の規定により、旧給料月額に係る改正前の一般職員条例第8条第3項ただし書、改正前の学校職員条例第11条第3項ただし書又は改正前の警察職員条例第8条第3項ただし書の規定による昇給期間（以下この項において「旧給料月額に係る昇給期間」という。）を短縮された職員 切替えがないものとした場合におけるその者の施行日以後の最初の昇給の予定の日から旧給料月額に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日（以下この項において「旧給料月額を受けたとみなす日」という。）から施行日の前日までの期間に相当する期間

- (2) 施行日前において、給与規則第27条又は第28条の規定による昇給をした職員のうち、当該昇給後の最初の昇給の時期が施行日以後である職員 旧給料月額を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間（旧給料月額を受けたとみなす日が施行日以後となる場合は、零）

- (3) 切替えがないものとした場合における施行日以後の最初の昇給について、施行日の前日までの間において良好な成績で勤務しなかったことにより、旧給料月額に係る昇給期間を延伸されることとなる職員 切替えがないものとし、かつ、施行日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧給料月額を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間

第3条 一般職員改正条例附則第2項に規定する職員（同項第2号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。）の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円 1,045,000	円 1,043,000
1,177,000	1,175,000
1,301,000	1,297,000

第4条 一般職員改正条例附則第2項に規定する職員（同項第3号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。）の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円 978,000	円 976,000
1,086,000	1,084,000
1,194,000	1,192,000
1,301,000	1,297,000

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

第5条 一般職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第3項及び警察職員改正条例附則第3項の規定により人事委員会が定める職員は、施行日前（平成8年4月1日から施行日の前日までの間に限る。次項において同じ。）において給与規則第16条、第17条又は第24条の規定の適用を受けた職員で当該適用の日の号俸又は給料月額を決定する計算の過程において職務の級を異にする異動をしたこととなるものとする。

2 一般職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第3項及び警察職員改正条例附則第3項の規定により人事委員会が定める必要な調整は、施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間が、施行日前における職務の級を異にする異動がなく、施行日に職務の級を異にする異動をしたものとして改正後の一般職員条例、改正後の学校職員条例又は改正後の警察職員条例及び給与規則の規定を適用した場合に得られる号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間（施行日前に行われた昇格について職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成4年長野県人事委員会規則第3号）附則第6項の規定の適用を受けた職員にあっては、施行日に同項の規定の適用があるものとした場合における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間。以下この項及び次条において「調整後の号俸等」という。）に達しない場合について行うものとし、施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、調整後の号俸等とする。

（施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の実証）

第6条 第2条又は前条の規定により新給料月額又は調整後の号俸等を決定された職員の施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の実証は、施行日の前日における号俸又は給料月額を受けた日以後の期間について行うものとする。

（補則）

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

人事委員会事務局

平成17年12月1日に昇格又は降格をした職員の給料月額等の特例に関する規則をここに公布します。

平成17年11月30日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第18号

平成17年12月1日に昇格又は降格をした職員の給料月額等の特例に関する規則

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第71号）、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第72号）及び長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第73号）の施行の日に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして職員の給与に関する

規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）第21条又は第23条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

人事委員会事務局

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月30日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第19号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1のア中「8,298円」を「8,271円」に、

「

9,800円

」を「

9,700円

」に、
「

11,300円
11,900円
12,900円
13,600円

」を

「

11,200円
11,800円
12,800円
13,500円

」
に改め、同1のイ中「6,052円」を「6,034円」

に、「6,250円」を「6,232円」に、「6,480円」を「6,457円」に、「6,763円」を「6,741円」に、「7,101円」を「7,078円」に、「7,483円」を「7,461円」に、「7,888円」を「7,866円」に、「9,700円」を「9,600円」に、「8,257円」を「8,235円」に、「8,698円」を「8,671円」に、「9,108円」を「9,076円」に、「9,517円」を「9,486円」に、「11,479円」を「11,443円」に、「15,318円」を「15,268円」に改め、同1のウ中「10,615円」を「10,584円」に、「11,061円」を「11,029円」に、「13,311円」を「13,270円」に、「

16,600円

」を

「

16,500円

」に改め、同1のエ中「7,947円」を「7,924円」

に、「9,243円」を「9,211円」に、「9,562円」を「9,531円」に、

「

11,200円
12,000円

」を「

11,100円
11,900円

」に改め、同1のオ中

「8,100円」を「8,000円」に、「6,840円」を「6,817円」に、「7,092円」を「7,069円」に、「7,353円」を「7,330円」に、「7,632円」を「7,609円」に、「8,001円」を「7,974円」に、「8,050円」を「8,023円」に、「8,428円」を「8,401円」に、「8,847円」を「8,820円」に、「9,103円」を「9,072円」に、「9,369円」を「9,337円」に、「9,634円」を「9,603円」に、「10,300円」を「10,200円」に、「9,940円」、「2号俸にあつては10,251円」を「9,909円」に改め、同1のカ中「7,236円」を「7,213円」に、「7,591円」を「7,569円」に、「8,046円」を「8,019円」に、「8,532円」を「8,505円」に、「8,878円」を「8,851円」に、「9,207円」を「9,175円」に、「11,100円」を「11,000円」に、「9,126円」を「9,099円」に、「9,522円」を「9,490円」に、「9,922円」を「9,891円」に、「10,350円」を「10,318円」に、「10,773円」を「10,741円」に、「11,371円」を「11,335円」に、「11,952円」を「11,916円」に、「12,523円」を「12,487円」に、

「12,852円」を「12,816円」、「2号俸にあつては13,482円」に、

「

16,200円

」を「

16,100円

」に改め、同1のキ中

「6,633円」を「6,615円」に、「6,912円」を「6,889円」に、「7,236円」を「7,213円」に、「7,591円」を「7,569円」に、「7,996円」を「7,969円」に、「8,446円」を「8,419円」に、「8,743円」を「8,716円」に、「9,045円」を「9,013円」に、「11,700円」を「11,600円」に、「8,599円」を「8,572円」に、「8,910円」を「8,883円」に、「9,225円」を「9,193円」に、「9,558円」を「9,526円」に、「9,913円」を「9,882円」に、「10,408円」を「10,372円」に、「10,926円」を「10,890円」に、「11,448円」を「11,412円」に、

「

13,000円
14,100円

」を「

12,900円
14,000円

」に改め、同1のク中

「6,633円」を「6,615円」に、「6,912円」を「6,889円」に、「7,236円」を「7,213円」に、「7,591円」を「7,569円」に、「7,996円」を「7,969円」に、「11,600円」を「11,500円」に、「7,330円」を「7,308円」に、「7,704円」を「7,681円」に、「8,109円」を「8,082円」に、「8,599円」を「8,572円」に、「8,910円」を「8,883円」に、「9,225円」を「9,193円」に、「9,558円」を「9,526円」に、「9,913円」を「9,882円」に、「10,408円」を「10,372円」に、「10,926円」を「10,890円」に、「11,448円」を「11,412円」に、

「

12,500円
13,700円

」
「10,890円」に、「11,448円」を「11,412円」に、

「

12,500円。ただし、1号俸にあつては、12,474円とする。
13,600円

」

に改め、同1のケ中「8,200円」を「8,100円」に、「7,051円」を「7,029円」に、「7,348円」を「7,326円」に、「7,668円」を「7,645円」に、「7,983円」を「7,956円」に、「7,744円」を「7,717円」に、「8,068円」を「8,041円」に、「8,478円」を「8,451円」に、「8,923円」を「8,896円」に、「8,932円」を「8,905円」に、「9,297円」を「9,265円」に、「9,661円」を「9,630円」に、「10,395円」を

「

12,300円
12,800円

」を「

12,200円
12,700円

」に、

「

14,000円

」を「

13,900円

」に改め、同1のコ中

「

8,298円

」を「

8,271円

」に、「

9,800円

」を

「

9,700円

」に、「

11,300円
11,900円
12,900円
13,600円

」を「

11,200円
11,800円
12,800円
13,500円

」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第20号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の1号を加える。

(3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「当該各号に定める日に受けっていた」とあるのは、「、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第71号）の施行の日における同条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第72号）の施行の日における同条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第73号）の施行の日における同条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の」とする。

第5条第3項に次の1号を加える。

(3) 給与条例第27条の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成17年4月1日から 同年11月30日までの間にある職員

前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第71号）の施行の日における同条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第72号）の施行の日における同条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第73号）の施行の日における同条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第21号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成17年12月1日を基準日とする勤勉手当の成績率）

9 平成17年12月1日を基準日とする勤勉手当の第8条に規定する成績率は、第11条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるところによる。

(1) 給与条例第8条の3第1項に規定する再任用職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の150（給与条例第34条第1項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の190）

(2) 再任用職員 100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

人事委員会事務局